

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年7月1日
【事業年度】	第19期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）
【会社名】	株式会社ソフトフロント
【英訳名】	Softfront
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阪口 克彦
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂四丁目2番19号
【電話番号】	代表 03(3568)7007
【事務連絡者氏名】	執行役員財務担当 五十嵐 達哉
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂四丁目2番19号
【電話番号】	代表 03(3568)7007
【事務連絡者氏名】	執行役員財務担当 五十嵐 達哉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成28年6月27日に提出した第19期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありました。また、有価証券報告書に添付しております独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書、独立監査人の監査報告書の記載事項の一部に誤りがあり原本と異なっておりましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

4 事業等のリスク

7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

注記事項

(継続企業の前提に関する事項)

(重要な後発事象)

2 財務諸表等

(1) 財務諸表

注記事項

(継続企業の前提に関する事項)

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

独立監査人の監査報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

4【事業等のリスク】

継続企業の前提に関する重要事象等について

3) 環境適応力の強化

(訂正前)

(中略)

さらに未行使の第9回新株予約権の全ての行使により、追加の資金調達を進めた上でさらなるM&A等を活用し、上記施策を推進して参ります。

(後略)

(訂正後)

(中略)

これらの資金調達により、さらなるM&A等を活用し、上記施策を推進して参ります。

(後略)

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(7)重要事象等について

(訂正前)

(中略)

さらに未行使の第9回新株予約権の全ての行使により、追加の資金調達を進めた上でさらなるM&A等を活用し、上記施策を推進して参ります。

(後略)

(訂正後)

(中略)

これらの資金調達により、さらなるM&A等を活用し、上記施策を推進して参ります。

(後略)

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

(訂正前)

(中略)

さらに未行使の第9回新株予約権の全ての行使により、追加の資金調達を進めた上でさらなるM&A等を活用し、上記施策を推進して参ります。

(後略)

(訂正後)

(中略)

これらの資金調達により、さらなるM&A等を活用し、上記施策を推進して参ります。

(後略)

(重要な後発事象)

3. 新株予約権の行使による増資

(訂正前)

(中略)

第9回新株予約権

行使新株予約権個数	7,000個
交付株式数	700,000株
行使価額総額	148,820千円
未行使新株予約権個数	17,000個
増加する発行済株式数	1,700,000株
資本金増加額	74,410千円
資本準備金増加額	74,410千円

以上の新株予約権の行使による新株式の発行の結果、平成28年6月27日現在においては、資本金は3,775,333千円、資本準備金は3,557,493千円となっております。

(訂正後)

(中略)

第9回新株予約権

行使新株予約権個数	23,999個
交付株式数	2,399,900株
行使価額総額	510,218千円
未行使新株予約権個数	1個
増加する発行済株式数	2,399,900株
資本金増加額	255,109千円
資本準備金増加額	255,109千円

以上の新株予約権の行使による新株式の発行の結果、平成28年6月27日現在においては、資本金は3,956,033千円、資本準備金は3,738,193千円となっております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

(訂正前)

(中略)

さらに未行使の第9回新株予約権の全ての行使により、追加の資金調達を進めた上でさらなるM&A等を活用し、上記施策を推進して参ります。

(後略)

(訂正後)

(中略)

これらの資金調達により、さらなるM&A等を活用し、上記施策を推進して参ります。

(後略)

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

(中略)

<財務諸表監査>

(中略)

強調事項

1. ~ 3. (省略)

(訂正前)

記載なし

(後略)

(訂正後)

4. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成28年4月1日から平成28年6月27日までの間に第9回新株予約権が行使されており、会社の資本金及び資本準備金が増加している。

(後略)

独立監査人の監査報告書

(中略)

強調事項

1. ~ 3. (省略)

(訂正前)

記載なし

(後略)

(訂正後)

4. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成28年4月1日から平成28年6月27日までの間に第9回新株予約権が行使されており、会社の資本金及び資本準備金が増加している。

(後略)

なお、訂正後の独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書、独立監査人の監査報告書を別途添付しております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月27日

株式会社ソフトフロント

取締役会御中

三 優 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山本 公太 印

業務執行社員 公認会計士 井上 道明 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソフトフロントの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソフトフロント及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において、営業損失452,869千円、経常損失468,101千円、親会社株主に帰属する当期純損失491,675千円を計上し、5期連続の営業損失の計上、また、3期連続の営業キャッシュ・フローのマイナスの計上となっており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成28年4月22日開催の取締役会において、株式会社筆まめの株式を取得し、子会社化することについて決議し、平成28年4月26日に株式を取得している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成28年5月16日開催の取締役会において、新設分割により持株会社体制に移行することを決議し、平成28年6月24日開催の定時株主総会において承認された。
4. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成28年4月1日から平成28年6月27日までの間に第9回新株予約権が行使されており、会社の資本金及び資本準備金が増加している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ソフトフロントの平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ソフトフロントが平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

内部統制報告書の付記事項に記載されているとおり、会社は、平成28年4月22日開催の取締役会において、株式会社筆まめの株式を取得し、子会社化することについて決議し、平成28年4月26日に株式を取得している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月27日

株式会社ソフトフロント

取締役会御中

三 優 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山本 公太 印

業務執行社員 公認会計士 井上 道明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソフトフロントの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソフトフロントの平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において、営業損失459,158千円、経常損失470,527千円、当期純損失488,085千円を計上し、5期連続の営業損失の計上、また、3期連続の営業キャッシュ・フローのマイナスの計上となっており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成28年4月22日開催の取締役会において、株式会社筆まめの株式を取得し、子会社化することについて決議し、平成28年4月26日に株式を取得している。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成28年5月16日開催の取締役会において、新設分割により持株会社体制に移行することを決議し、平成28年6月24日開催の定時株主総会において承認された。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、平成28年4月1日から平成28年6月27日までの間に第9回新株予約権が行使されており、会社の資本金及び資本準備金が増加している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。